平成２５年（フ）第４８７号
札幌市豊平区中の島２条２丁目５番６―410号
債務者　伊藤眞理子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４９０号
北海道恵庭市住吉町１丁目１番10号
債務者　牧野しずか
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０７号
札幌市白石区菊水上町４条１丁目129番地
めぐみ荘Ａ３号
債務者　狩野　勝己
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５２４号
札幌市東区北34条東９丁目２番15―306号
債務者　小松　宏慈
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５９号
群馬県伊勢崎市連取町3005番地10　カサベルデＡ201
債務者　井上　竜也
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
群馬県前橋市川曲町27番地３　シティハイムサンシャイン103号、住民票上の住所群馬県佐波郡玉村町大字藤川32番地１
債務者　澤田　修肥
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
群馬県前橋市富士見町小暮823番地６
債務者　石北　征人
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
群馬県渋川市北橘町真壁1369番地
債務者　生方　　拓
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８１号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1247番地
債務者　片貝理枝子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８７号
群馬県前橋市朝日町３丁目33番８―101号
債務者　石田　久子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９０号
群馬県前橋市江田町60番地２
債務者　櫻井　量子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９号
千葉県東金市東金1512番地
債務者　三浦　勝江
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
岐阜県土岐市泉町久尻1444番地の238
債務者　三浦　弘幸
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２３号
岐阜県中津川市中津川2467番地の427
債務者　山田　秀夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
岐阜地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
岐阜県恵那市大井町2716番地166　恵那市養護老人ホーム恵光園、従前の住所岐阜県恵那市大井町1622番地91
債務者　川上　好男
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２８０号
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　椥辻団地Ａ棟707号
債務者　内田　早苗
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
大阪府羽曳野市蔵之内40番地の２
債務者　岡野　良則
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
大阪府羽曳野市蔵之内40番地の２
債務者　岡野　裕子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係